

学校法人神野学園旅費規程（一部抜粋）

（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃）

第 18 条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額は、別表第 2 に定める基準により、現に支払った旅客運賃、急行料金、特別車両（船室）料金及び座席指定料金による。

- 2 航空機の利用は、所属長が特に業務上又は経済的な面から必要と認めた場合に限るものとする。
- 3 交通機関の回数券等があらかじめ旅行者に交付されている場合においては、これを旅費の一部とし、その旅行の当該回数券等に係る旅費は支給しないものとする。

（日当）

第 20 条 日当の額は、旅行の態様の区分に応じた別表第 2 の定額による。

- 2 前条の規定に係る前日出発又は翌日帰着による当該日の日当は、旅行の態様を考慮し、別表第 3 に定めるところにより、通常日当、通常日当の 2 分の 1 相当額又は日帰り日当相当額を支給する。
- 3 岐阜県、愛知県及び三重県（以下「3 県」という。）以遠への旅行についての日当は、通常日当を支給する。
- 4 3 県下における旅行は、原則として、日帰り出張又は半日出張とし、それぞれ日帰り日当又は半日当を支給する。ただし、学園内各部門相互並びに在勤する市又は郡地域（以下「市・郡」という。）内及びそれぞれの在勤する市・郡に隣接する市・郡への旅行については、日当は支給しない。
- 5 前項但書の定めに関わらず、別表第 4 に定める市・郡への旅行については、特別に日当を支給する。
- 6 旅行期間に就業規則第 19 条に規定する休日を含み、当該休日に出張の目的となる業務を行った場合は、休日 1 日につき 3,000 円（半日の場合は 1,500 円）を割増日当として加算する。割増日当は、学校法人神野学園職員給与規程第 15 条第 1 項第五号に規定するその他手当として給与支給日に支払う。
- 7 前項の規定に関わらず、第 24 条に規定する研究出張に該当する場合は割増日当を支給しない。

（宿泊料）

第 21 条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第 2 の定額による。

- 2 学園が旅行者の宿泊料を支払った場合には、当該宿泊に係る宿泊料は支給しない。
- 3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他や

むを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(3 県下出張の特例)

第 22 条 省略

(車両使用料)

第 23 条 車両使用料の額は、別表第 2 に定める路程に応じた額による。

(日当及び宿泊料)

第 30 条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第 5 の定額による。

2 第 26 条第 4 号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第 5 の定額の 2 分の 1 に相当する額による。

3 第 21 条第 3 項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料について準用する。

(支度料)

第 31 条 支度料の額は、当該出張の旅行期間に応じた別表第 5 の定額による。

2 本邦から外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その出張のための旅行の最初の日から起算して過去 1 年以内であるときは、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額の 2 分の 1 に相当する額による。

附 則

14 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第2 内国旅行の旅費 (第18、20、21、23条関係)

区 分		役員 学長、校長
鉄 道 賃		運賃、急行料金 (理事及び学部長のみグリーン料金)、座席指定料金 (当該料金を徴する客車の運航がある場合)
船 賃		1等の運賃、座席指定料金 (当該料金を徴する船舶の運航がある場合)
航 空 賃		運賃 (理事及び学部長のみビジネスクラス料金)
車 賃		実費額
日 当 (一日につき)	通常日当 (3県以遠)	4,000 円
	日帰り日当	1,000 円
	半日当	500 円
宿 泊 料 (一夜につき)	甲地方	12,000 円
	乙地方	10,800 円
車両使用料		1 km当たり 30 円

備考

① 宿泊料の欄中甲地方とは、

東京都 特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、田無市、狛江市

神奈川県 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、葉山町

愛知県 名古屋市

京都府 京都市

大阪府 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、牧方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、和泉市、箕面市、高石市、東大阪市、忠岡市

兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市

福岡県 北九州市、福岡市

をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

② 固定宿泊施設に宿泊しない場合における宿泊料の額は、乙地方に宿泊したものとみなし、当該地方につき定める定額とする。

別表第3

1 内国旅行の前日出発・翌日帰着の場合の日当（第20条第2項関係）

第20条第2項に規定する前日出発又は翌日帰着の場合の当該日の日当については、当該旅行の片道所要時間の区分によるものとし、その日当の額は、次に掲げるところによる。

片道所要時間	日当
片道の旅程が4時間を超える場合	通常日当
片道の旅程が2時間を越える場合	通常日当の2分の1相当額
片道の旅程が2時間に満たない場合	日帰り日当相当額

別表第4 特別に日当を支給する地域

岐阜医療科学大学 中日本航空専門学校	岐阜市（柳津町に限る）、関市（板取、洞戸、上之保に限る）、各務原市（川島に限る）、加茂郡（坂祝町、富加町を除く）、本巣市、山県市、郡上市、下呂市
中日本自動車短期大学	関市（板取、洞戸、上之保、武芸川、武儀に限る）、各務原市（川島に限る）、下呂市、中津川市、恵那市、瑞浪市、加茂郡白川町、加茂郡東白川村

別表第5 外国旅行の旅費 (第30条、第31条関係)

1 日当及び宿泊料

区 分		役員 学長、校長
日 当 (1日につき)	甲地方	円 7,200
	乙地方	7,200
	丙地方	6,200
宿 泊 料 (1夜につき)	甲地方	21,200
	乙地方	18,800
	丙地方	15,100

備考

- ① 甲地方 欧州地域、中近東地域、ハワイ、シアトル
 乙地方 北米地域(シアトルを除く)、ベトナム、北京、香港、上海
 丙地方 甲地方及び乙地方の地域以外の地域、アジア地域(ベトナム、上海、北京、香港を除く)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域
- ② 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

2 支度料

区 分	旅行期間 15 日未満	旅行期間 15 日以上
役 員	25,000 円	35,000 円